

## 西宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「西宮市性の多様性に関する取組の方針」に基づき、性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「性的マイノリティ」とは、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）や、恋愛感情や性的感情の一方またはその両方を抱かない人などの総称をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方が性的マイノリティである二者の間の関係であって、お互いに人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係をいう。

3 この要綱において「ファミリーシップ」とは、パートナーシップ関係にある者が、子（養子を含む。以下同じ。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）（以下、「子等」という。）も含め、互いに家族として尊重し日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係をいう。

4 この要綱において「宣誓」とは、パートナーシップを形成しようとする者が、市長に対し、パートナーシップであることを誓うこと又はパートナーシップにあることを誓ったものが、市長に対し、ファミリーシップにあることを誓うことをいう。

### (パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が本市内に住所を有するか、本市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 双方が宣誓に係る相手以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- (5) 双方が民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係でないこと。

2 ファミリーシップの宣誓ができる者は、次の各号にも該当する者とする。

- (1) パートナーシップ関係にある者の子等であること。ただし、当該子等が満15歳以上である場合は、ファミリーシップ宣誓に係る同意があること。
- (2) 本市でファミリーシップ宣誓する者以外の者と、他の自治体で本市のファミリーシップに相当する宣誓をしていないこと。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓は、宣誓をしようとする者双方が必要事項を自ら記入したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書兼確認書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）1通にそれぞれ自己に

係る次に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) パートナーシップ又はファミリーシップとなる全員の住民票の写し（宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。）（本市内への転入を予定している者にあつては、その転入の予定の事実を確認することができる書類）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓をしようとする日前3月以内に官公庁等で発行されたものに限る。）
- (3) 宣誓しようとする者双方が親族関係にないことを証明する書類（宣誓をしようとする日前3月以内に官公庁等で発行されたものに限る。）
- (4) その他前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、前項の書類を提出する際、それぞれ自己を名義人等とする書類で次の各号のいずれかに該当するものを提示し、又はその写しを提出しなければならない。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証等であつて自己の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他前各号に掲げる書類に準ずるものとして市長が相当と認める書類

3 市長は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が、病気や障害等により自ら宣誓書に必要事項を記入することができないと認めるときは、宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

4 市長は、やむを得ない理由により宣誓をしようとする者のうち一方の立会いが困難であると認めるときは、宣誓者は委任状を作成し、第1項各号の規定による必要書類とともに提出するものとする。

5 市長は、宣誓日時等について、あらかじめ宣誓をしようとする者と調整するものとする。

6 ファミリーシップ宣誓を行う場合においては、第1項の書類に加え、パートナーシップ関係にある者の子等であることを証する書類を提出するものとする。ただし、第1項で提出する書類と同一の場合は省略することができる。

（宣誓証明等）

第5条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条第2項及び第3項に規定する要件を満たしていると認めるときは、宣誓をした旨を証明するものとする。

2 前項の規定による証明（以下「宣誓証明」という。）は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号及び第3号。以下「受領証」という。）を宣誓者双方に交付して行うものとする。ただし、ファミリーシップ関係にある旨の宣誓を行う場合の子等に対する受領証の交付は、希望する場合のみとする。

3 郵送による受領証交付を希望する場合は、市長に対して必要な金額の郵便切手を納付しなければならない。

（「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に基づく宣誓継続申告等）

第6条 本市と「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」（以下、「ネットワーク」という。）を締結した自治体（以下、「連携自治体」という。）から宣誓書受領証若しくは宣

誓を証明するもの（以下、「受領証等」という。）を交付されている者が、本市に転入し、引き続きパートナーシップを継続するときは、ネットワーク規約第2条及び第3条の規定に基づき、本市受領証の交付を受けることができる。

- 2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、市長に次に掲げる書類を提出しなければならない。
  - (1) パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第7号）
  - (2) 転入前の連携自治体で交付された受領証等
  - (3) 住所の異動を証明する公的書類
  - (4) 郵送による受領証交付を希望する場合は郵便切手
- 3 第4条第2項の規定は、前項の規定による申請をする者について準用する。
- 4 転入宣誓者から第2項の規定による書類の提出があった場合において、転入前の連携自治体に対して、様式第7号の写しを通知する。
- 5 転入宣誓者から第3条第3項に規定するファミリーシップ宣誓の希望があった場合は、第2項に規定する書類の提出に加え、第4条第1項第1号及び第6項に規定する書類を提出する。
- 6 本市から連携自治体に転出した場合は、当該連携自治体が発行するパートナーシップ宣誓継続に係る申告書の写しを受領し、適切に処理するものとする。

#### （通称の使用）

第7条 宣誓書及び確認書には、氏名の記載に加えて、通称（氏名以外の呼称であって、国内において社会生活上通用していると認められるものをいう。）を記載することができる。

- 2 受領証には、氏名に代えて、通称を記載することができる。この場合において、通称名を使用しようとするものは、第4条に掲げる書類のほか、通称名を日常的に使用していることが分かる書類を市長に提出しなければならない。

#### （受領証の再交付）

第8条 受領証の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、受領証を紛失し、又は著しく毀損し、若しくは汚損したときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出し、受領証の再交付を申請することができる。この場合において、受領証を著しく毀損し、又は汚損したことを理由に受領証の再交付を申請するときは、再交付申請書にその毀損し、又は汚損した受領証を添付しなければならない。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による申請をする者について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、当該申請を行った者に受領証を再交付するものとする。
- 4 受領者は、受領証を紛失したことを理由に受領証の再交付を受けた場合において、その紛失した受領証を発見したときは、速やかに、その発見した受領証を市長に返還しなければならない。

#### （変更の届出等）

第9条 受領者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに、パートナーシッ

プ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第5号）に受領証及びその変更に係る事実を確認することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による届出（以下「変更届出」という。）をする者について準用する。
- 3 市長は、変更届出があったときは、当該変更届出をした受領者に当該変更届出に係る変更後の内容を記載した受領証を交付するものとする。
- 4 市長は、変更届出をした宣誓者が希望するときは、受領印を押印した当該変更届出に係る変更届の写しを当該宣誓者に交付することができる。

（受領証の返還等）

第10条 受領者（受領証を紛失している者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その保有する受領証を市長に返還しなければならない。

- （1） 宣誓者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消された場合
- （2） 宣誓者双方が本市域外に転出した場合（第6条に基づく手続は除く）
- （3） 虚偽の事実が判明したとき

- 2 前項の規定による受領証の返還（以下「受領証返還」という。）は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号。以下「返還届」という。）に受領証を添えて市長に提出して行わなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の規定による届出をする者について準用する。
- 4 受領者（受領証を紛失している者に限る。）は、第1項各号のいずれかに該当するときは、返還届を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、受領証返還又は前項の規定による返還届の提出をした者（以下、「返還届等提出者」という。）が希望するときは、受領印を押印した返還届の写しを返還届等提出者に交付することができる。
- 6 市長は、第1項第1号及び第2号に該当する場合で、返還届等提出者が引き続き受領証の保持を希望するときは、返還届を提出した日の翌日以降使用できない旨を明示した上で、再び交付するものとする。

（ファミリーシップ関係にある子又は親の氏名削除）

第11条 第5条第2項の規定により、宣誓書受領証に氏名等を記載されたファミリーシップ関係にある15歳以上の子又は親は、当該宣誓書受領証から自身の氏名を削除するよう市長に申し立てることができる。

- 2 前項の申し立てをしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証からの氏名削除に関する申立書（様式第9号。以下、「申立書」という。）に、申し立てを使用とする者の本人確認書類を添えて、市長に提出するものとする。
- 3 市長は申立書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、当該者の氏名等を削除するものとする。

（事務の所管）

第12条 宣誓に関する事務は、西宮市市民局人権推進部男女共同参画推進課において行う。

(情報の管理)

第13条 宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）に基づき適正に管理及び保管するものとする。

2 個人情報の提供について、宣誓時にあらかじめ宣誓者の同意を得た場合に限り、他部署及び兵庫県パートナーシップ制度も併せて利用する場合は、兵庫県パートナーシップ制度関連部署へ情報提供することができる。

3 個人情報の提供について、第6条に規定する者について、宣誓者の同意を得た場合に限り、他部署及び兵庫県パートナーシップ制度も併せて利用する場合は、兵庫県パートナーシップ制度関連部署へ情報提供することができる。

(宣誓書の保存)

第14条 市長は、宣誓書については保存期間を定めずに保存するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、宣誓の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱改正に係る措置)

2 この要綱の施行前に改正前の西宮市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定によってした宣誓、交付その他の行為であって、改正後の西宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（次項において「新要綱」という。）の規定に相当の規定のあるものは、当該規定によってしたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により交付された受領証及び受領証カードは、新要綱の規定により交付された受領証及び受領証カードとみなす。